

平成 28 年 9 月 21 日

地方公共団体名: 奈良県野迫川村

担当部署: 住民課

担当者: 大上 晋右

連絡先 TEL: 0747-37-2101

MAIL: jyuminka1@vill.nosegawa.nara.jp

執行機関	届出番号	独自利用事務の名称	独自利用事務の対象者	準ずる番号法別表第二の項	保護評価の実施の有無※	評価書番号	保護評価書の名称	保護評価書のURLリンク	委任関係※
1	1	野迫川村子ども医療費助成条例(昭和48年10月1日条例第8号)に基づく事務であって規則に定めるもの	出生の日から15歳に達する日以後の3月31日までの間にある者	9	2				
1	2	野迫川村就学児医療費支給に関する条例(平成23年3月8日条例第12号)に基づく事務であって規則に定めるもの	小学生、中学生及び高校生相当の児童の保護者	9	2				
1	3	野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例(平成24年9月11日条例第8号)に基づく事務であって規則に定めるもの	母子家庭または父子家庭の児童およびその児童を扶養する者	57	2				
1	4	野迫川村心身障害者医療費助成条例(昭和48年10月1日条例第9号)に基づく事務であって規則に定めるもの	障害者手帳又は奈良県療育手帳の交付を受けた心身障害者	108	2				
1	5	野迫川村重度心身障害老人等医療費助成要綱(平成17年9月1日要綱第2号)に基づく事務であって規則に定めるもの	重度心身障害者	108	2				

※備考

・保護評価の実施の有無の欄については、以下該当するものを選び、番号を記載してください。

1: 実施済み / 2: 対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし

・委任関係の欄には、事務処理特例や委任、補助執行等により、根拠規定上の事務実施者と実際の事務実施者が異なる場合、○を記載してください。(委任先が届出主体となること)